

インフルエンザ予防接種

高齢者の予防接種費用を助成します



詳しくは町健康推進課へお尋ねください

■インフルエンザワクチン定期予防接種のお知らせ

インフルエンザの流行は、例年1月上旬～3月上旬が中心です。ワクチン接種の有効性を高めるためには、流行前の10月～12月中旬までに予防接種を行うことが大切です。

町では、高齢者のインフルエンザワクチン予防接種を次のとおり実施します。

定期接種を希望される方は、町内の接種実施医療機関へ直接予約をしてください。

▼接種対象者

本町に住民票を有する次の方（本人が接種を希望される場合または本人の接種希望が確認できる場合）

① 予防接種時に満65歳以上の方

② 満60歳から65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する「身体障害者手帳1級」相当の方（詳しくは、かかりつけ医師にご相談ください）

接種期間
12月28日（月）

接種回数
1人につき1回

接種料金
町内の接種実施医療機関
1800円

町外の契約医療機関
2000円

※町外の医療機関で接種する場合は、町総合保健福祉センターでの事前手続きが必要です。

▼町内の接種実施医療機関

・荒瀬病院
096・234・1161

・谷田病院
096・234・1248

・小屋迫医院
096・234・0165

・桃崎整形外科
096・235・8111

お問い合わせ先
町健康推進課
096・235・8711

町健康推進課
096・235・8711

町健康推進課（町総合保健福祉センター） ☎ 096-235-8711

後期高齢者医療

■後期高齢者歯科口腔健診は12月末まで受診できます

口の中の健康を保たないと飲み込む機能が低下し、糖尿病や心臓病などの全身の病気にかかりやすくなります。

むせたり、のどにつかえたりすることが原因で、口内の細菌が肺に入ってしまう、肺炎を引き起こすこともあります。

この歯科口腔健康診査は、口腔機能を診る健診で、受診することでお口の中の健康状態をチェックすることができます。総入れ歯の方でも受診は必要です。

後期高齢者医療の被保険者は、毎年度1回400円で受診することができ、ぜひ歯と口の健康状態をチェックしてみましょう。

歯科口腔健診を受診して歯と口の健康をチェック



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

う。

▼対象者

本町在住の後期高齢者医療の被保険者の方が対象となります。ただし、次のいずれかに該当する方は、歯科健診の対象外となります。

- ・特別養護老人ホームなどの施設に入所している方
- ・長期間（6カ月以上）病院に入院されている方

▼実施期間
12月31日（木）まで

▼自己負担
400円

▼受診方法

① 町と契約している歯科医院に予約します。

② 被保険者証、受診券（7月に被保険者証と一緒に送付）、自己負担金400円を準備の上、受診してください。

▼検査項目

- ・問診 歯や口の状態で気になることなど
- ・歯周検査 歯・歯ぐきの状態や入れ歯、かみ合わせなどを検査
- ・口腔検査 口の衛生状態や粘膜の異常、乾燥などを検査
- ・結果説明 健診結果をもとに説明、指導を受けられます。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 107）

国民年金

社会保険料控除を受けるには控除証明書が必要



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

社会保険料控除の対象となるのは、2020年1月から12月までに納付した保険料の全額で、過去の年度分や追納分も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

■社会保険料控除証明書は確定申告に必要です
2020年中に納付した保険料について社会保険料控除を受ける

ためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

2020年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付された方には、11月中に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

2020年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて保険料を納付された方に対しては、控除証明書が翌年の2月上旬に送付されます。

控除証明書についてのご照会には、控除証明書のがきに表示されている日本年金機構の電話番号にお問い合わせください。

■保険料は期限内に納付を

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096-367-2503

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 104)

国民健康保険

国民健康保険被保険者が高額な医療費を支払ったときは、「高額療養費制度」を活用することで、支払った医療費の一部払い戻しを受けられる場合があります。

■高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、同一月(1日から月末まで)に掛かった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が後で払い戻される制度です。払い戻しを受けるためには申請が必要です。

※入院時の差額ベッド代や食事代、保険外診療は対象外です。

▼高額療養費の申請に必要なもの
・国民健康保険高額療養費支給申請書
・医療機関などで発行された医療請求書

・医療機関などで発行された医療請求書

費の領収証や支払証明書など

- ・印かん
- ・世帯主名義の預金口座番号などが分かるもの
- ・世帯主のマイナンバー(個人番号)が分かるもの

■自己負担限度額とは

自己負担限度額は、同じ世帯内の国保被保険者や世帯主などの年齢および所得状況などにより設定されています。同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金が限度額を超えたときは、限度額超過分を町へ申請することで受け取ることができます。

自己負担限度額の詳細については、町住民生活課係までお尋ねください。

■医療費が高額なときは「限度額適用認定証」を利用しましょう

医療費が高額になる場合には、町が発行する「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。

国民健康保険税を滞納していると認定証を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

医療費が高額だったときは高額療養費制度を活用しましょう



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 106)